



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 392 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 393 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 394 生活保護法による指定介護機関の廃止
(")
- 395 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 396 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 397 土地改良事業の変更の認可 (農村計画課)
- 398 県営土地改良事業の廃止 (")
- 399 県営土地改良事業の事業計画の変更 (")
- 400 土地改良事業の施行の同意 (")
- 401 " (")
- 402 " (")
- 403 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (畜産課)
- 404 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 405 " (")
- 406 " (")
- 407 " (")
- 408 林業種苗生産事業者の登録 (")
- 409 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)
- 410 " (")
- 411 " (")
- 412 和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (")
- 413 " (")
- 414 " (")
- 415 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 416 " (")

○ 警察本部告示

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社向日葵	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫72-3-2	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成19.1.31
株式会社大黒ヘルスケアサービス紀南店	田辺市朝日ヶ丘11-12	株式会社大黒ヘルスケアサービス紀南店	田辺市朝日ヶ丘11-12	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福	平成19.2.28

6 交通信号機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 諸報

入札公告 (和歌山県警察本部)

告 示

和歌山県告示第392号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御歯 25-60	くりもと歯科医院	御坊市湯川町財部641番地24	平成19.2.28

和歌山県告示第393号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯 34-18	くりもと歯科医院	御坊市湯川町財部641番地24	平成19.3.1

和歌山県告示第394号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

				祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	
株式会社イー・イー・シー	田辺市朝日ヶ丘27-12	げんちゃん福祉用具事業所	田辺市東山1-5-14-302	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成 19.1.31

和歌山県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人慈愛会	紀の川市粉河1916	医療法人慈愛会サニー倶楽部	紀の川市粉河1912	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 19.1.31
有限会社さくらの丘	大阪市北区芝田2-1-1 阪急芝田町ビル5階	岩出介護サービスひばり	岩出市岡田695-1	訪問介護	平成 19.3.7
医療法人恵友会	海南市船尾249-17	老人保健施設恵友サザンホーム	海南市下津町小南125	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成 18.4.1
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスンかいなんケアセンター	海南市名高504-1 サクラテナント	介護予防訪問介護	平成 18.12.1
医療法人同仁会	海南市築地1-50	介護老人保健施設カルフル・ド・ルポ	海南市築地1-61	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成 18.4.1
海南在宅福祉企業組合	海南市木津273	ケアセンター和が家	海南市木津273	通所介護・介護予防通所介護	平成 18.4.1
医療法人晃和会	海南市日方328	医療法人晃和会 谷口病院	海南市日方328	通所リハビリテーション・居宅介護支援事業・介護療養型医療施設・介護予防通所リハビリテーション	平成 19.1.1
株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫723-2	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成 19.2.1
株式会社でのひらはあと	橋本市高野口町伏原405-2	でのひらはあと	橋本市高野口町伏原405-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.2.1
合資会社五条メディカル	和歌山市十番丁56	アイビス	有田市宮崎町2496-41	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.2.1
株式会社大翔	御坊市湯川町富安1875-1	ステーションつくし	御坊市湯川町富安1875-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成 19.3.1
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	コミュニティケアキタデ ゆうゆうⅠ	御坊市藪98-3	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成 19.2.1
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	コミュニティケアキタデ ゆうゆうⅡ	御坊市藪98-3	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成 19.2.1

株式会社大黒ヘルスケアサービス紀南店	田辺市新庄町3778-2	株式会社大黒ヘルスケアサービス紀南店	田辺市新庄町3778-2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.2.23
有限会社調剤薬局花みかん	三重県南牟婁郡御浜町阿田和平見6066-2	調剤薬局花みかんてんてん店	田辺市たきない町21-35	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.11.1
医療法人仁成会	田辺市中万呂133-11	辻内科医院	田辺市中万呂133-11	居宅療養管理指導・短期入所療養介護・介護療養型医療施設・介護予防短期入所療養介護	平成19.3.1
有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦町川関392	介護サービスベスト・ケア佐野	新宮市佐野975-8	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.1
山本哲子	新宮市千穂1-1-56	モーリ薬局	新宮市千穂1-1-56	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.2.20
誠光堂株式会社	和歌山市築港6-9-10	誠光堂株式会社新宮営業所	新宮市緑ヶ丘1-9-5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.3.1
有限会社LOHAS	有田郡湯浅町栖原55-10	ほっとケアマネステーション	有田郡湯浅町栖原55-10	居宅介護支援事業	平成18.12.28
日高川町	日高郡日高川町土生160	日高川町地域包括支援センター	日高郡日高川町土生160-2	地域包括支援センター	平成18.4.1
有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本1547-2	有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本1547-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.3.1

和歌山県告示第396号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011300153	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	児童デイサービス	障害児	つくしんぼ園	橋本市高野口町伏原771-2	平成19.4.1	平成25.3.31
3012400069	特定非営利活動法人どんぐりはうす	西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10	児童デイサービス	障害児	特定非営利活動法人どんぐりはうす	西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10	平成19.4.1	平成25.3.31

和歌山県告示第397号

平成18年10月4日付けで申請のあった名田周辺土地改良区営土地改良事業(基盤整備促進事業名田地区)の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業(湯谷池地区)を廃止

したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業(湯谷池地区)の土地改良事業廃止処理計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年4月2日から平成19年4月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、海草振興局産業振興部農地課及び和歌山市耕地課

和歌山県告示第399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営緊急生産調整推進排水対策特別事業南部南部川地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営緊急生産調整推進排水対策特別事業南部南部川地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年4月2日から平成19年4月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、日高振興局産業振興部農地課及びみなべ町農林課

和歌山県告示第400号

平成18年12月25日付けで協議のあったかつらぎ町営土地改良事業(基盤整備促進事業(農道整備)西浜田地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第401号

平成18年12月27日付けで協議のあった日高川町営土地改良事業(中山間地域総合整備事業かわべ地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意した

ので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第402号

平成18年12月25日付けで協議のあったみなべ町営土地改良事業(基盤整備促進事業岩代東部地区)の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第403号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症(病原体がサルモネラ・プロラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)の発生予防のため

2 実施する区域

有田郡有田町

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏(種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最小100羽)

4 実施の期間

平成19年4月16日から平成19年5月31日まで

5 注射の方法

血清反応(平板急速凝集反応)

和歌山県告示第404号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町円明寺字平野94の1、94の2、95から98まで、101の1、101の2、字居垣内111の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野94の2・96・101の1・101の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、95、97、98

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第405号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町赤木字上通341、343から345まで、365、366

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上通341・345・365・366(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、343

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第406号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市竹ノ平字不動谷209

の3、211、213、214、217、219、221

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第407号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市下川下字田井中1952、1952の1、1953から1956まで、1957(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田井中1952の1・1953・1956・1957(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第408号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	種	穂	苗	木	名称	所在地
8775	吉井孝夫	和歌山県東牟婁郡串本町神野川49-1			○	○	吉井孝夫	和歌山県東牟婁郡串本町神野川49-1

和歌山県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
御坊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年和歌山県告示第945号御坊都市計画道路事業3・4・2号吉原道之瀬線
- 3 事業施行期間
平成9年10月7日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

和歌山県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成13年和歌山県告示第189号高野口都市計画道路事業3・5・8号伏原田原線
- 3 事業施行期間
平成13年3月13日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

和歌山県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

き次のとおり告示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成14年和歌山県告示第920号和歌山都市計画道路事業7・7・1号城北中之島側道線
- 3 事業施行期間
平成14年10月25日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

和歌山県告示第412号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成19年3月14日付け国近整和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線（坂田工区）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第413号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成19年3月14日付け国近整和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線（善明

寺工区)

- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第414号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成19年3月14日付け国近整和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線(六十谷工区)
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画下水道事業大淀都市下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和50年7月10日
至 平成26年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第416号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定

により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画下水道事業貴志都市下水道
- 3 事業施行期間
自 平成6年1月11日
至 平成26年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、交通信号機等保守点検委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
(1) 業務の名称
交通信号機等保守点検委託業務
(2) 業務の内容等
仕様書による。
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書
イ 事業経歴書
ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
カ 使用印鑑届
キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納

税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 6の(3)に掲げる委託契約に係る契約書の写し

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月30日(金)から平成19年4月9日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年3月30日(金)から平成19年4月9日(月)までの間において4に掲げる場所にて書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間及び場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月30日(金)から平成19年4月9日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出することとする。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通管制センター)

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110(内線563)

ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)

5 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月30日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 過去2年間に、電気設備又は電気通信設備の保守点検委託業務に係る契約(契約金額2千万円以上)を締結し、かつ、適正に履行した実績を有する者であること。

(4) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(5) 国税及び県税に未納がない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者若しくはしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、書留郵便により平成19年4月17日(火)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年4月26日(木)までに書面により求めることができる。

(3) 説明に対する回答については、平成19年5月7日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(4) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

諸 報

入 札 公 告

交通信号機等保守点検委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成19年3月30日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称

交通信号機等保守点検業務

(3) 業務の内容及び特質等

仕様書による。

(4) 契約期間

契約日から平成20年3月31日まで

(5) 入札金額

総額金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県警察本部告示第6号に規定する交通信

号機等保守点検委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

電話番号 073-473-0110 (内線563)

ファクシミリ番号 073-473-0110 (内線568)

和歌山県警察本部交通部交通規制課内交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)

(2) 期間

平成19年3月30日(金)から平成19年4月9日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2)(1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成19年5月7日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室

(2) 日時

平成19年4月9日(月)午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西46番地1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階小会議室

イ 入札日時

平成19年5月10日(木)午後2時

(2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい

て、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Name: Inspection of Traffic Signal etc conserve and periodic

(2) Date and Time for tender:

2:00 P.M. 10 May 2007

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

n

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, J

apan

phone:073-423-0110